

平成31年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

申し込み・問い合わせ 保険年金課 ☎29-5084、総合支所、支所

保険料や納付方法は、7月中旬に被保険者へ通知します。

☆75歳の誕生日から、全ての人が後期高齢者医療保険に加入します（生活保護受給者などの人を除く）。

☆加入は個人単位で、保険証と被保険者番号は1人に1つあります。

☆医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

平成31年度 後期高齢者医療保険料

1人当たりの 後期高齢者医療 保険料（年額） 最高限度額62万円	＝	均等割額	＋	所得割額			
		52,444円		<table><tr><td>前年所得</td><td>基礎控除</td></tr><tr><td>平成30年 1月～ 12月までの所得</td><td>33万円</td></tr></table>	前年所得	基礎控除	平成30年 1月～ 12月までの所得
前年所得	基礎控除						
平成30年 1月～ 12月までの所得	33万円						

保険料の軽減率が一部変更されます

●均等割軽減特例の見直し

保険料の均等割について、これまで暫定的な特例措置により9割軽減の対象であった人（前年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計が33万円以下であり、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない世帯）は、世代間の公平の観点などから、8割軽減への見直しが行われます。

該当者については、世帯に課税者がいる場合などを除き、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります。

●被用者保険の被扶養者であった人の保険料に係る減免期間の見直し

健康保険（国民健康保険や国民健康保険組合を除く）の扶養に入っていた人は、引き続き所得割の負担はありませんが、均等割については、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減されることになります。

💡8月の更新の前に、各加入者宛てに新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

💡有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。

65歳～74歳の障害のある人

65歳～74歳までの人は、申請すると障害の程度により、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。74歳までの人は加入した後でも、申し出によりいつでも撤回することができます。

対象となる障害

- 国民年金法などにおける障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1～3級および4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 療育手帳A

手続きに必要なもの

- 障害の状態を明らかにする書類（国民年金証書、身体障害者手帳など）
- 現在加入している健康保険被保険者証
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは通知カード

点字シールを希望する人は

希望する人には点字シール（封筒に「保険証在中」、被保険者証に「保険証」と点字印刷したもの）を貼り送付します。6月21日(金)までに保険年金課へ連絡してください。

昨年までに点字シールを希望した人には、引き続き点字シールを貼って送付します。